

全自協（発）第73号  
令和7年11月21日

国土交通省  
道路局長 沓掛敏夫様

一般社団法人 全国自家用自動車協会  
（全国自家用自動車協同組合協議会）  
会長 藤野 公孝



### 大口・多頻度割引制度に関する要望

平素は、当協会及び自家用自動車事業協同組合の業務各般にわたり格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会を組織する各県自家用自動車協会は、地域の中小企業の育成と発展を支援することを目的として「事業協同組合」を設立し30有余年となります。その間、適正な業務運営の下で相互扶助の精神とスケールメリットを活かしながら、ETCコーポレートカードによる高速道路利用料金の共同精算事業をはじめとする各種事業を通じて、各地の事業協同組合が様々な業種の中小企業約2千7百社の組合員に経営支援を行うとともに、過積載防止や安全運転等の啓発活動を進めるなど、運輸・警察行政にも積極的に協力してまいりました。

こうした中、近時の燃料をはじめとする物価高騰に見舞われ、組合員である中小企業の現状は申し上げるまでもなく、組合員を支援している事業協同組合もまた大変厳しい運営を強いられております。

このような状況は今後しばらく続くことが懸念されることから、各事業協同組合の財務体質強化と組合員の企業活動の活性化が図れるよう、次の措置を講じていただきたく、切にお願いを申し上げます。

## 要 望 事 項

### 1 大口・多頻度割引制度の継続

「事業協同組合」では、地域社会における様々な業種の中小企業約2千7百社の組合員に経営支援を行い、地方経済の活性化、地域社会の発展に寄与すべく各種業務に取り組む中で、自動車運送事業者のみならず、自家用車を利用して営業活動を行う組合員にとりましても、高速道路大口・多頻度割引制度の存在は、欠かすことのできない極めて重要なものとなっております。

このような現状をご理解の上、高速道路大口・多頻度割引制度の恒久的な継続をお願いいたします。

### 2 契約単位割引要件の緩和並びに平日朝夕割引と大口・多頻度割引の重複適用について

「事業協同組合」における高速道路利用料金共同精算事業の運営に当たっては、日々組合員の高速道路利用状況を詳細に分析し、ETCコーポレートカードからETCカードへの切替え（又はその逆）を勧奨するなど、少しでも中小企業である組合員の一助となるよう努めてきた中で、これまでのコロナ禍に限らず、地震や豪雨・降雪などの自然災害や交通事故といった不可抗力により、1台当たり月平均利用額が3万円超に僅かに届かないばかりに契約単位割引が受けられず、組合員への還元もままならないことが幾度となくありました。

このような実情を踏まえ、組合員への支援を継続的に行えるよう、1台当たり月平均利用額3万円超という契約単位割引の要件を緩和していただきたく強く要望いたします。

【例】 車両1台当たりの1か月平均の利用額を

- |   |               |              |
|---|---------------|--------------|
| ① | 3万円を超える場合     | 10%（従来と同様）適用 |
| ② | 2万5千円を超え3万円以下 | 8%（新規）適用     |
| ③ | 2万円を超え2万5千円以下 | 5%（新規）適用     |

また、平日朝夕割引については、大口・多頻度割引と重複適用されていませんが、これを休日割引や深夜割引と同じように大口・多頻度割引の対象としていただきたく要望いたします。

### 3 最大割引率50%の恒久化及び対象者の拡大等について

令和8年3月末まで自動車運送事業者のETC2.0搭載車両に限り大口・多頻度割引に係る最大割引率を40%から50%に拡充する措置の延長（臨時措置）が講じられていますが、「事業協同組合」の組合員たる様々な

業種の中小企業者の経営支援、地方経済の発展、ひいてはE T C 2.0 の更なる普及促進を図るため、最大割引率50%を恒久化するとともに、対象者の限定要件となる自動車運送事業者（事業用自動車）のみとする制限を撤廃してE T C 2.0 搭載車両全てを対象に割引することを要望いたします。

また、令和3年8月4日に公表された国土幹線道路部会の中間答申で、大口・多頻度割引の見直しの眼目が示されましたが、「事業協同組合」のような小規模な組合の運営・活動実態に着目していただき、経済対策の視点からも現在の契約単位割引額（割引率10%）相当の割引額の堅持・継続についても、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

宮城県仙台市青葉区上杉 1-9-15

宮城県自動車事業協同組合

理事長 加 藤 信 夫

福島県福島市吉倉字吉田 40

福島県自動車会館内

福島県自動車事業協同組合

理事長 内 藤 清 吾

山形県山形市大字漆山字行段 1422 番地

山形県自動車会館 2 階

山形県ハイウェイ事業協同組合

理事長 平 井 康 博

長野県長野市西和田 1-35-3

長野県自家用自動車協同組合

理事長 加 藤 誠

群馬県前橋市上泉町 397 番地 7

群馬県ハイウェイ協同組合

理事長 滝 澤 昇

静岡県静岡市駿河区国吉田 2-4-26

静岡県自動車会館 3 階

静岡県自家用貨物自動車事業協同組合

理事長 夏 目 英 明

愛知県名古屋市昭和区滝子町 30-16

愛知県自動車会館内

愛知県自家用自動車事業協同組合

理事長 岩 田 功

三重県津市雲出長常町字六ノ割 1190-1

三重県自動車会議所会館内

三重県自家用自動車事業協同組合

理事長 岩 井 純 朗

佐賀県佐賀市若楠 2-7-2

佐賀県交通会館内

佐賀県自家用自動車協同組合

理事長 山 崎 虎 次

大分県大分市大津町 3-4-13

大分県交通会館 3 階

大分県自家用自動車事業協同組合

理事長 山 名 義 弘